

業 務 連 絡

平成30年7月18日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局整備課長より通達が発出されました。

今回の改正は、昨年10月岡山県の中国自動車道でのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、車両総重量8トン以上のトラックにスペアタイヤ等に関することを定期点検の3ヵ月毎の点検項目に追加するとともに、整備管理者の研修について、地方運輸局長からの通知を廃止し、整備管理者に定期的（2年に1度）に研修を受講させることとするなど、関係省令及び告示について所要の改正が行われました。

つきましては、別紙に関する主な改正内容をまとめましたので、対応方よろしくお願い致します。

【貨物自動車運送事業者に関する改正された省令及び告示】

- ・自動車点検基準
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ・自動車の点検及び整備に関する手引き

【公布・施行日】

公布日：平成30年 6月27日

施行日：平成30年10月 1日

【国土交通省 報道発表資料】

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000184.html

以上

関係する主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヵ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければならない研修（整備管理者選任後研修）について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりました。つきましては、管轄の運輸支局からの案内（HP等）をご確認下さい。

なお、トラック協会の会員事業者には従来どおり、協会からの案内（FAX・HP）を致しますので、そちらをご確認下さい。

以上